

令和4年度

井手町建設工事等一般競争（指名競争）

入札参加資格審査申請の作成要領

（町内業者用）

井 手 町

町内業者とは、法人にあっては町内に本社があり、個人にあっては事業主が町内に住民登録されていること。
なお、年度途中で所在地又は住所を町外に移転したものは、町内業者としては取り扱いません。

令和4年度井手町建設工事等一般競争（指名競争） 入札参加資格審査申請について

井手町の建設工事、測量及び建設コンサルタント等の一般競争（指名競争）入札参加資格審査申請書を提出される場合、以下の事項に充分留意の上申請して下さい。

1. 受付期間及び受付場所

受付期間

令和4年1月5日（水）～令和4年1月31日（月）
平日 午前9時～12時 午後1時～4時
（土曜、日曜、祝日を除く）

受付場所

井手町役場 西別館3階 和室

郵送でも可。ただし、その場合は返信用封筒と切手を同封のうえ建設課へ郵送して下さい。

なお、締切日必着（持参・郵送とも）のみ有効。

2. 申請できる者

建設業法第27条の23の規定により、経営事項審査を受けた者又は測量及び建設コンサルタント等についても登録を受けた者で次の各号にいずれも該当しない者。

- ◎ 建設業法第3条の規定による国土交通大臣又は都道府県知事の許可を受けていない者。
- ◎ 成年被後見人、被保佐人又は破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者。

- ◎ 町税・上下水道使用料・住宅新築資金等貸付返済金・町営住宅等使用料
・暮らしの資金貸付返済金・介護保険料・保育料・後期高齢者医療保険料の未納者。法人にあつては、代表者個人の分もこれに準ずる。
- ◎ 資格審査申請書及びその添付書類に虚偽の事実を記載した者。
- ◎ 井手町が発注した建設工事等に関係する債務を履行していない者。

また、経常の共同企業体による建設工事一般競争（指名競争）入札参加資格審査申請の受付は行いません。

3. 取り扱い要領

1. 業種分けは、土木工事業、建築工事業、舗装工事業、水道工事業、電気工事業、その他とする。
2. 希望する業種の建設業について許可を受けており、経営事項審査を受けた業種であること。
3. 水道工事業については、井手町指定工事業者としての登録をしていること。
4. 他の業者の役員または、従業員の方が個人で申請されても受理しません。
(受付後、後日判明した場合についても同様の取り扱いとします。)

4. 提出書類

建設工事

番号	提出書類	備考
1	一般競争（指名競争）入札参加資格審査申請書	中央公共工事契約制度運用連絡協議会（以下：中央公契連という。）統一様式 (用紙A4)
2	建設業許可証明書又は建設業許可通知書	(写し可) 申請日以降に変更があった場合には最新の通知書の写しを提出すること
3	代表者の身分証明書 (提出日より3ヶ月以内のもの。)	申請者が個人の場合、 本籍地 の市区役所、町村役場で証明を受ける(写し可) 法人は不要です。
4	商業登記事項証明書 【商業登記簿謄本】	申請者が法人の場合(写し可)

5	税務署発行の納税証明書	<p>管轄の税務署で証明を受ける（写し可）</p> <p>税務署で、<u>消費税及び地方消費税について未納の税額のないことの証明</u>を受けてください。</p> <p>○ 申請者が<u>個人</u>の場合は、（その3の2） 「申告所得税」及び「消費税及び地方消費税」</p> <p>○ 申請者が<u>法人</u>の場合は、（その3の3） 「法人税」及び「消費税及び地方消費税」</p> <p>○ <u>すべての税目の証明の場合</u>は、（その3）</p>
6	町発行の納税証明書	<p>※法人であって、代表者が町内在住の場合は、「法人に対する証明書」と「個人(代表者)に対する証明書」の2種類が必要となりますのでご注意ください。</p> <p>○税務課で証明を受ける（正本）</p> <p>○証明書発行日は令和3年12月13日からです。</p> <p>○申請人が本人以外の場合は、別紙代理人選任届を提出の上、証明願うこと。</p> <p>なお、令和3年度以前及び証明書発行日後の納期分は、<u>3月末日までに完納済みでなければ有資格者業者の登録はできません。</u></p>
7	町発行の各種使用料及び返済金完納確認書	<p>※法人であって、代表者が町内在住の場合は、「法人に対する完納確認書」と「個人(代表者)に対する完納確認書」の2種類が必要となりますのでご注意ください。</p> <p>○各担当課で証明を受ける（正本）</p> <p>○証明書発行日は令和3年12月13日からです。</p> <p>なお、令和3年度以前及び証明書発行日後の納期分は、<u>3月末日までに完納済みでなければ有資格者業者の登録はできません。</u></p>
8	技術者名簿	<p>経審に添付したもの（写し可）</p> <p>※水道工事業の登録業者について、給水装置工事主任技術者免状の交付を受けているものは、その写し</p>
9	労災保険加入確認書	<p>加入者は添付（写し可）</p>

1 0	工事経歴書 (直前の1年間の経歴を記載すること。)	任意様式 (A4サイズ) (直近1年経歴記載不可の場合は任意期間可 (理由明記))
1 1	経営事項審査結果通知書の写し	総合評定値 (旧総合評点) P 評点があるもの。 申請時点で最新のを提出してください。 なお、申請日以降に変更があった場合には最新 の通知書の写しを提出すること。
1 2	返信用封筒及び切手 ※郵送申請の場合	返信用封筒は長3封筒、84円切手貼付

測量及び建設コンサルタント等

番号	提出書類	備考
1	一般競争 (指名競争) 入札参加資格審査申請書	中央公契連統一様式 (用紙A4)
2	登録証明書	(写し可)
3	代表者の身分証明書 (提出日より3ヶ月以内のもの。)	申請者が個人の場合、 本籍地 の市区役所、町村役場で証明を受ける (写し可) 法人は不要です。
4	商業登記事項証明書 【商業登記簿謄本】	申請者が法人の場合 (写し可)
5	税務署発行の納税証明書	管轄の税務署で証明を受ける (写し可) 税務署で、 <u>消費税及び地方消費税について未納の税額のないことの証明</u> を受けてください。 ○ 申請者が <u>個人の場合</u> は、(その3の2) 「申告所得税」及び「消費税及び地方消費税」 ○ 申請者が <u>法人の場合</u> は、(その3の3) 「法人税」及び「消費税及び地方消費税」 ○ <u>すべての税目の証明の場合</u> は、(その3)
6	町発行の納税証明書	※法人であって、代表者が町内在住の場合は、「法人に対する証明書」と「個人(代表者)に対する証明書」の2種類が必要となりますのでご注意ください。 ○ 税務課で証明を受ける (正本) ○ 証明書発行日は令和3年12月13日から

		<p>です。</p> <p>○申請人が本人以外の場合は、別紙代理人選任届を提出の上、証明願うこと。</p> <p>なお、令和3年度以前及び証明書発行日後の納期分は、3月末日までに完納済みでなければ有資格者業者の登録はできません。</p>
7	町発行の各種使用料及び返済金完納確認書	<p>※法人であって、代表者が町内在住の場合は、「法人に対する完納確認書」と「個人(代表者)に対する完納確認書」の2種類が必要となりますのでご注意ください。</p> <p>○各担当課で証明を受ける(正本)</p> <p>○証明書発行日は令和3年12月13日からです。</p> <p>なお、令和3年度以前及び証明書発行日後の納期分は、3月末日までに完納済みでなければ有資格者業者の登録はできません。</p>
8	技術者経歴書	中央公契連統一様式 用紙A4(写し可)
9	測量等実績調書 (直前の1年間の経歴を記載すること。)	(直近1年経歴記載不可の場合は任意期間可(理由明記))
10	業態調書	中央公契連統一様式 用紙A4(写し可)
11	財務諸表類	申請しようとする日の直前1年の営業年度
12	返信用封筒及び切手 ※郵送申請の場合	返信用封筒は長3封筒、84円切手貼付

5. 編さん方法

表の順にそれぞれ一部ずつ添付した後、左側をホッチキス止め又は紐綴じにして下さい。(ファイルは不要です。)

6. 有効期間

1年間 (令和5年3月31日まで)

7. 申請書等の記載事項の変更

次の事項に変更があった場合は、速やかに届け出て下さい。

年度途中で建設業等の許可が切れるものについては、許可更新のうえ、必ず変更届を提出のこと。変更届の提出がない時は、廃業されたものとみなします。

提出時期 記載事項の変更が生じたときから2週間以内。

変 更 事 項	添 付 書 類
建設業許可番号 許可年月日 許可業種 許可更新	許可証明書の写し
商号又は名称 主たる営業所の所在地 法人の資本金	商業登記事項証明書【商業登記簿抄本】（法人） 住民票（個人）
代表者又は代理人	商業登記事項証明書【商業登記簿抄本】（法人） 身分証明書（個人） 委任状
専任の技術者	技術者証明書 資格証明書 卒業証明書
法人の役員	商業登記事項証明書【商業登記簿抄本】（法人）
経営事項審査結果	経営事項審査結果通知書の写し

◎ 様式の指定はしていません。

8. 一般競争（指名競争）入札参加資格の承継

一般競争（指名競争）入札参加資格を持つものが次のような場合等に該当し、その資格の継承を希望する場合は、速やかに届け出て下さい。

届け出がない場合は、資格がなくなります。

事 例	継承できる者
建設業者が死亡したとき	相続人

建設業者が老齡又は疾病のために建設業に従事できなくなったとき	生計を一にする同居の親族
個人、協同組合等が法人を設立したとき	設立された法人
法人が合併したとき	合併によって成立した法人

◎ 様式は京都府様式を準用する。

9. 問合せ

井手町役場 建設課

電話 0774-82-6167

(町税用)

代理人選任届

井手町長 汐見 明男 様

(委任者) 住所

氏名

㊟

私に係る **納税証明書** につき、下記の者を私の代理人に選任し、その権限を委任したのでお届けします。

令和3年度の納税証明書 通を交付してください。

令和 年 月 日

(受任者) 住所

氏名

㊟